

「地方の、地方による、地方のための」

地方公共団体金融機構 平成25年度業務概要

1	平成25年度の貸付予定等	1
2	地方支援業務	2
3	平成25年度の債券発行予定等	4
4	公庫債権利変動準備金の国への帰属	5

※平成25年度の予算、事業計画等については、平成25年3月に開催予定の代表者会議において決定します。

- 機構は、全自治体が出資し、自治体の代表者が経営に参画し、自治体のために市場から資金を調達して融資している、「地方の、地方による、地方のための」地方債資金の共同調達機関です。
- 機構のことに関心を持ち、地方の皆様から積極的にご意見をお寄せください。

平成25年3月4日



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

平成25年度の貸付予定等について

■ 平成25年度地方債計画における機構資金

平成25年度地方債計画における機構資金は、2兆1,720億円

(単位：億円)

区分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)／(B)
機構資金	21,720	21,740	▲20	▲0.1%
〔内訳〕				
一般会計債	5,030	6,203	▲1,173	▲18.9%
公営企業債	7,539	7,900	▲361	▲4.6%
公営企業借換債	—	300	▲300	皆減
被災施設借換債	50	150	▲100	▲66.7%
特定被災地方公共団体借換債	1,830	—	1,830	皆増
臨時財政対策債	7,271	7,187	84	1.2%

※ 平成24年度及び25年度の地方債計画は通常収支対応分及び東日本大震災に関連する事業分の計である。

■ 平成25年度の貸付計画額等について

1. 貸付計画額

(単位：億円)

	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)※	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)／(B)
貸付計画額	19,800	18,010	1,790	9.9%

※ 平成24年度当初地方債計画

2. その他

東日本大震災の特定被災地方公共団体における復旧・復興を支援するため、平成25年度限りの措置として、年利4%以上の旧公営企業金融公庫資金について補償金免除繰上償還及び借換債の貸付けを実施。

● 貸付利率実績

償還年限30年 (5年据置) 固定金利の場合	平成24年					平成 25年	<参考> 利見直し 方式の場合
機構資金 利率改定日	～	4/23～	5/23～	8/29～	9/19～	1/28～	1/28～
機構資金利率 (機構特利・ 特利・臨時特利)	～	1.80%	1.60%	1.50%	1.60%	1.70%	0.80%
財政融資資金利率	～	1.80%	1.60%	1.50%	1.60%	1.70%	0.80%

※ 機構資金の貸付利率は、機構への改組以来、財政融資資金と同等

地方支援業務について

地方支援業務は、地方公共団体金融機構が、市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、「地方自治体が民間金融機関等からの資金調達を効率的かつ効果的に行う」ために必要な支援を、地方自治体のニーズに合わせて実施しています。

講師、アドバイザーに係る出張経費等は、機構で負担します。

1 人材育成

共催研修(宿泊研修)

◇地方公共団体の職員が最適な資金調達・資金運用を実現するうえで必要不可欠な金融知識を習得するための研修を実施しています。

①『自治体ファイナンス基礎講座

～よりよい資金調達・運用を目指して～

〔場所〕全国市町村国際文化研修所（滋賀県：JIAIM）

〔日程〕平成25年7月16日（火）～19日（金）〈3泊4日〉

25年度は、資金運用の
講義を充実し、3泊4日
に延長します！

②『資金調達戦略の基本』

〔場所〕市町村職員中央研修所（千葉県：JAMP）

〔日程〕平成25年9月18日（水）～20日（金）〈2泊3日〉

入門研修

◇初めて資金調達に携わる職員を対象とした入門的な研修を機構が主催します。

『資金調達入門研修』

〔場所〕

〔日程〕

25年度に初めて
開催します！

① 神戸市 兵庫県民会館

平成25年4月19日（金）

② 福島市 ホテル福島グリーンパレス

平成25年4月26日（金）

※実施状況やニーズに応じて、他の会場でも追加実施します。

出前講座

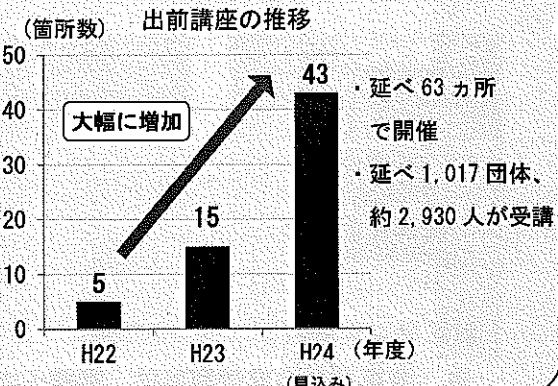
◇要望に応じ、講師が自治体に出張して、金利や借入交渉などに関する講義を行っています。

(参加人数の大小は問いません。開催時期、内容、時間については、自治体の要望に応じて調整いたします。)

【主な講義テーマ】

- ・金利水準の分析方法
- ・地方債の金利総論（資金調達の基礎）
- ・資金運用
- ・地方債の借入交渉

※業務開始から3年目を迎え、申込み件数は、
大幅に増加しています。



2 実務支援

自治体ファイナンス・アドバイザーによる助言

◇金融の専門知識や経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが、自治体の資金調達等における課題や疑問の解決に向け、電話・メール・団体への訪問により、専門的なアドバイスを提供しています。

【相談例】

- ・3セク債の発行に係る入札方式のアドバイス
- ・金利見直し方式の借入における金融機関との交渉
- ・国債利回りや金利スワップレートを用いた借入金利分析に係るアドバイス

※これまでに131件（うち訪問26件）のアドバイスを実施しています。

地方公営企業会計制度の見直し支援

◇平成26年度予算・決算から適用される新地方公営企業会計基準への円滑な移行を支援します。

平成25年度は、都道府県等が開催する『実務相談会』に対し、
公認会計士等の専門家を派遣します。

〈参考〉

平成24年10月～25年3月までは、都道府県等が行う地方公営企業会計制度の見直しに係る『研修会』に公認会計士を派遣する事業を実施しています。

※35都道府県等が主催する43回の研修会へ派遣を行う見込みです。

住民公募債発行支援

◇初めて住民公募債を発行する団体に対し、発行に係る一連のプロセスについて助言を行うほか、広報経費等の助成（1団体50万円上限）を行っています。

3 調査研究

研究者等との連携強化を図りつつ、多くの自治体の資金調達業務の効率化に資すると考えられるテーマについて、積極的に調査研究を実施しています。

また、研究や議論の成果を自治体に還元するため、東京大学と共にフォーラムを開催しています。平成25年度からは、東京以外でもフォーラムを開催します。

【これまでのテーマ例】

地方債市場の現状と課題、銀行等引受債の現状と課題、地方債計画と地方財政計画など

4 情報発信

経済・金融データ、金融知識、研修テキストなど金融機関との円滑なコミュニケーションをとる際に活用できる情報を提供しています。

（http://www.jfm.go.jp/financing/plan_inform.html）

〈問い合わせ先〉

経営企画部地方支援課 TEL:03-3539-2676 E-Mail:chihoushienka@jfm.go.jp

平成25年度の債券発行予定額について

■平成25年度の債券発行予定額について

平成25年度の債券発行予定額は、以下のとおりです。

(単位：億円)

	平成25年度	平成24年度
地方金融機構債	15,000	14,000 ^{*1}
10年債	4,800	4,500
20年債	1,200	1,600
5年債	500	800
FLIP・スリット債	3,300	2,800
国外債	2,200	1,300
地方公務員共済組合連合会による引受	3,000	3,000
政府保証債	12,800 ^{*2}	10,300
10年債	6,800	4,900
8年債	2,000	—
6年債	2,900	3,200
4年債	1,100	2,200

*1 平成24年度の年間発行予定額は、平成24年11月に12,000億円以内に見直しています。

*2 政府保証債については、国の平成25年度政府予算の成立が前提となります。

■地方金融機構債による資金運用について

- 減債基金等の積立金の運用に当たって、機構債は安全で有利な運用手段です。
※ 機構債の格付けは、国債と同じ国内最高水準の格付けです。
- 5年債、10年債、20年債のほか、運用期間のニーズに応じて発行するメニュー（FLIP）もあります。
※ ご購入については、お近くの証券会社にお問い合わせ下さい。

最近の事例

A市、B県など：減債基金の運用のため、機構債を購入。

C市：FLIPのメニューを活用して、機構債（19年債）を購入。

D市：機構債はリスクウェイト10%だが、貸付対象が地方公共団体に限定されていることから、信用リスクは地方債に準じるものとして取り扱うよう内規を改正。

E県：基金の運用方針を改正し、機構債を運用対象債券として明記。

公庫債権金利変動準備金の国への帰属について

- 地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属（その全額を交付税特別会計に繰入れ）
- 平成24年度から平成26年度までの3年間、総額1兆円目途の範囲内において、平成25年度6,500億円（平成24年度3,500億円）



(参照条文)

地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）（抄）

附 則

（公庫債権金利変動準備金等の帰属）

第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めることにより、国に帰属させるものとする。

